

岡監第 244 号  
令和5年11月14日

請求人 (氏名省略) 様

岡山市監査委員 重松 浩二郎  
同 土居 幸徳  
同 藤原 哲之  
同 福吉 智徳

岡山市職員措置請求に係る監査の結果について (通知)

令和5年9月20日に地方自治法 (昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第242条第1項の規定に基づき提出された岡山市職員措置請求について、監査した結果を同条第5項の規定により下記のとおり通知する。

記

**第1 請求の受付**

**1 請求人**

(住所省略)

(氏名省略)

**2 請求書の提出日**

令和5年9月20日

**3 請求の内容**

請求人が提出した岡山市職員措置請求書の内容は、次のとおりである。

岡山市職員措置請求書

岡山市監査委員 御中

令和5年9月19日

請求者 (氏名省略)

**第1 請求者**

(郵便番号省略) (住所省略)

請求者 (氏名省略)

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明を添え必要な措置を請求します。

## 第2 請求の要旨

1 岡山市中区農林水産振興課は、令和5年4月1日、有限会社Aとの間で、予定総金額を2711万5000円として、中区用水路等塵芥処理業務委託契約を締結し、岡山市南区農林水産振興課は、令和5年4月1日、B株式会社との間で、予定総金額を1887万6000円として岡山市南区の一部の用水路等塵芥処理業務委託契約(以下「本件業務委託契約」という)を一般競争入札によらず随意契約として締結した。

2 本件業務委託契約は次の理由により違法な契約である。

地方自治法第234条第2項は、随意契約は政令で定める場合に該当するときに限りこれによることができると定め、地方自治法施行令第167条の2第1項1号は、随意契約によることができる場合は地方公共団体の規則で定める額を超えないものと定め、岡山市契約規則第22条は契約の種類に応じて定める額を定め、前各号に掲げるもの以外は100万円と定めているが、本件業務委託は「前各号に掲げるもの以外」にあたるので、本件業務委託契約を随意契約として締結するには、契約金額は100万円を超えない範囲でしか契約できないのに、これを超えて、2711万5000円、1887万6000円として契約したことは、岡山市契約規則第22条、地方自治法施行令第167条の2第1項1号、地方自治法第234条第2項にそれぞれ違反した違法な契約となる。

3 ところで、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号は、契約の性質又は目的が競争入札に適しないものをするときは随意契約によることができると定めているが、本件業務委託契約の性質又は目的が競争入札に適しないものとはいえないので、随意契約として認められる余地はないし、仮に、その余地があり随意契約によることができるとしても、前述の通り、契約金額が100万円を超えているので、岡山市契約規則第22条に違反した違法な契約となる。したがって、その性質又は目的が競争入札に適しないものといえるかどうかを論じるまでもなく岡山市契約規則第22条に違反した違法な契約である。

岡山市は、契約の性質又は目的が競争入札に適さず随意契約をするときは100万円を超えることができると主張しているので、念のため、その性質又は目的が競争入札に適しないものといえるかどうかを検討すると、随意契約をした岡山市中区、岡山市南区の一部以外の地区では競争入札が行われており、岡山市中区、岡山市南区の一部だけが競争入札に適しないとする理由はないし、岡山市中区、岡山市南区の一部についてこれまで長期間にわたって業務委託を受けてきた特定の業者の既得権を保護する結果となっていることに徴すると、他の区では競争入札ができるのに、岡山市中区、岡山市南区の一部では、その性質又は目的から、競争入札に適しないとする理由がないことは明らかといえる。

4 よって、本件業務委託は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適さない場合」にあたらぬので随意契約として締結で

きないし、仮に、随意契約によることができるとしても、岡山市契約規則第22条第1項第6号で定めた契約金額100万円を超えており、本件業務委託契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号違反、岡山市契約規則第22条第1項第6号違反の違法な契約であるから、当該違法行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改めるため必要な措置を講ずべきことを請求する。

#### 添付書類

- 1 令和4年度岡山市中区用水路塵芥処理業務委託契約書
  - 2 令和5年度岡山市中区用水路等塵芥処理業務委託契約書
  - 3 令和4年度岡山市南区の一部の用水路塵芥処理業務委託契約書
  - 4 令和5年度岡山市南区の一部の用水路等塵芥処理業務委託契約書
  - 5 令和4年11月定例岡山市議会会議録
- (以上、内容は原文のまま掲載。ただし、添付書類は省略した。)

#### 4 請求の受理

本件措置請求は、法第242条に規定する所定の要件を具備しているものと認め、令和5年9月28日に提出日付けでこれを受理することを決定した。

### 第2 監査の実施

#### 1 監査対象事項

中区用水路等塵芥処理業務委託（単価契約）及び岡山市南区の一部の用水路等塵芥処理業務委託（単価契約）を一般競争入札によらず随意契約の方法により締結したことが、財務会計上の違法又は不当な契約の締結に該当するの否かを監査対象事項とした。

#### 2 監査対象部局

中区役所 農林水産振興課、南区役所 農林水産振興課、  
産業観光局 農林水産部 農村整備課

#### 3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対し、令和5年10月11日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。その際、同条第8項の規定に基づき、中区長、中区役所農林水産振興課長、南区長、南区役所農林水産振興課長及び関係職員、産業観光局次長、産業観光局農林水産部農村整備課長を立ち会わせた。

なお、新たな証拠の提出はなかった。

陳述の要旨は、おおむね次のとおりである。

措置請求の要旨は、中区役所農林水産振興課が令和5年4月1日付けで有限会社

Aと契約した中区用水路等塵芥処理業務委託（単価契約）及び南区役所農林水産振興課が令和5年4月1日付けでB株式会社と契約した岡山市南区の一部の用水路等塵芥処理業務委託（単価契約）は随意契約によって締結された契約であり、岡山市契約規則第22条、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号、地方自治法234条第2項にそれぞれ違反した契約であるので改善を求める。

#### 4 関係職員の陳述

令和5年10月11日に中区長、南区長、産業観光局次長、関係職員から陳述の聴取を行った。その際、法第242条第8項の規定に基づき、請求人を立ち会わせた。

陳述の要旨は、おおむね次のとおりである。

令和5年4月1日付で中区農林水産振興課は、有限会社Aと、南区農林水産振興課は、B株式会社と、用水路等塵芥処理業務委託契約を随意契約により締結した。この業務は、用水路等で発生するごみの収集運搬、分別処理を行い適切な処理施設へ搬入を行うもの。一般廃棄物の処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）で、市町村の責務と定められており、市町村以外の者に委託して処理させる場合でも、その処理の責任は市町村が有するものとされている。このため、市町村以外の者に委託して処理させる場合は、廃掃法に定める委託基準に従った適切な委託契約の締結等を通じて、委託業務の確実な履行を確保する必要がある。これについては、平成26年に環境省からも、「市町村の一般廃棄物処理責任の重要性を再認識し、廃掃法に定める委託基準に従った委託及び適切な内容の委託契約の締結等を通じて、委託業務の確実な履行を確保すること、とりわけ委託基準は経済性の確保等の要請ではなく、業務の確実な履行を求める基準であることに留意が必要」との通知が発出されている。

また、この業務は一般廃棄物の収集運搬であるため、住民が生活する上で、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に重点を置き、水路の規模、台風など大雨の際の大量の廃棄物、不定期に発生する漂流物等への迅速な対応、地域性、住民への影響などを勘案し、その対応が可能な施設、人員及び財政的基礎を有し、その業務に関し、相当の経験を有する適切な業者と契約を締結することが必要となる。

市内主要部を流下する大型幹線水路流域の塵芥処理業務を一者で受託できる事業者がなく、また、確実で安定した塵芥処理業務を行うために、市内主要部を西川・座主川流域と、祇園用水流域に二分し広域での業務委託を行っている。当該契約における両業者は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項に定める委託基準に合致し、長年にわたる委託区域の業務により、複雑な用水路等の水系をはじめ、頻繁に対応が必要な箇所把握、効率的な収集ルート構築など、地域の情報を熟知した上で、市の指示に迅速に対応するなど、良好な実績を残している。

令和5年度現在、両業者以上に委託区域の塵芥処理の迅速で確実な処理を遂行できる業者は存在せず、業務が滞った際の住民生活の影響を考えると、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の趣旨である業務の確実な履行は、競争入札による経済的な利益よりも優先すべきものと判断している。

そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するとして単独随意契約を締結している。

### 第3 監査の結果

#### 1 事実関係の確認

##### (1) 関係法令等

##### ア 地方自治法（抜粋）

（契約の締結）

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

##### イ 地方自治法施行令（抜粋）

（随意契約）

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

##### 別表第5（第167条の2関係）

1 工事又は製造の請負	都道府県及び指定都市	250万円
	市町村(指定都市を除く。以下この表において同じ。)	130万円
2 財産の買入れ	都道府県及び指定都市	160万円
	市町村	80万円
3 物件の借入れ	都道府県及び指定都市	80万円
	市町村	40万円

4 財産の売払い	都道府県及び指定都市	50万円
	市町村	30万円
5 物件の貸付け		30万円
6 前各号に掲げるもの 以外のもの	都道府県及び指定都市	100万円
	市町村	50万円

ウ 岡山市契約規則（抜粋）

（随意契約によることができる場合の額）

第22条 令第167条の2第1項第1号の随意契約によることができる場合の額は、次の契約の種類に応じて定める額の範囲内とする。

- |                    |       |
|--------------------|-------|
| (1) 工事又は製造の請負      | 250万円 |
| (2) 財産の買入れ         | 160万円 |
| (3) 物件の借入れ         | 80万円  |
| (4) 財産の売払い         | 50万円  |
| (5) 物件の貸付け         | 30万円  |
| (6) 前各号に掲げるもの以外のもの | 100万円 |

エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（市町村の処理等）

第6条の2

2 市町村が行うべき一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる一般廃棄物を定めた場合における当該一般廃棄物にあつては、その投入場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「一般廃棄物処理基準」という。）並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

（一般廃棄物処理業）

第7条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

5 市町村長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

オ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（抜粋）

（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準）

第4条 法第6条の2第2項の規定による市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含む。）を市町村以外の者に委託する場合の基準は、次のとおりとする。

(1) 受託者が受託業務（非常災害時において当該受託者が他人に委託しようとする業務を除く。）を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。

(5) 委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。

(2) 関係通知

平成20年6月19日付け環廃対発第08061901号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知（抜粋）

廃棄物処理法上、市町村は、一般廃棄物の処理について、統括的な責任を有するものと解されている。当該市町村が自ら処理を行う場合はもとより、他者に委託して行わせる場合でも、その行為の責任は引き続き市町村が有するものである。

また、市町村における処理責任に照らすと、市町村は一般廃棄物の処理を他人に委託して行わせる場合、施行令第4条に規定する基準（以下「委託基準」という。）を遵守することはもちろんのこと、受託者が廃棄物処理法施行令第3条に規定する基準（以下「一般廃棄物処理基準」という。）に従った処理を行うよう、一般廃棄物の最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならないものである。委託処理する場合においては、委託基準において、受託者の能力要件等に加え、「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」とされている等、環境保全の重要性及び一般廃棄物処理の公共性にかんがみ、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行を重視しているものである。

さらに、受託者により一般廃棄物処理基準に適合しない収集運搬や処分が行われた場合、市町村には一般廃棄物の統括的な処理責任があることにかんがみ、市町村は委託基準を遵守したか否かにかかわらず、自ら生活環境の保全上の支障の除去や発生の防止のための措置を講じるべきである。

以上のとおり、市町村の処理責任は極めて重いものであることを改めて認識されたい。

(3) 随意契約に係る事実（事実を確認した書類）

ア 中区用水路等塵芥処理業務委託（単価契約）

岡山市が有限会社Aと中区用水路等塵芥処理業務委託（単価契約）を令和5年4月1日に締結した契約関係書類一式

イ 岡山市南区の一部の用水路等塵芥処理業務委託（単価契約）

岡山市がB株式会社と岡山市南区の一部の用水路等塵芥処理業務委託（単価契約）を令和5年4月1日に締結した契約関係書類一式

（以下、併せて「本件各契約」という。）

## 2 判断

- (1) 地方自治法施行令（以下「法施行令」という。）第167条の2第1項第1号に該当しない場合であっても、同項第2号に該当する場合には、随意契約の方法により契約を締結することができる。このことは、同項柱書の文言上明らかである。
- (2) 同項第2号に掲げる「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」とは、必ずしも同号に例示されているような場合に限定されるものでなく、競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当でなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も同号に掲げる場合に該当すべきものと解すべきである。そして、上記のような場合に該当するか否かは、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的とした法及び法施行令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である（東京地方裁判所平成19年11月30日判決、最高裁判所昭和62年3月20日第2小法廷判決参照）。
- (3) 用水路等塵芥処理業務は、市町村が統括的責任を有する一般廃棄物の収集及び運搬に関する業務である。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項を受けた廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「廃掃法施行令」という。）第4条及び平成20年6月19日付け環廃対発第08061901号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知によると、市町村が一般廃棄物の処理を他人に委託して行わせる場合、委託基準において、環境保全の重要性及び一般廃棄物処理の公共性にかんがみ、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行を重視している。



- (4) 本件各契約に係る区域は、極めて規模の大きい幹線水路が流下しており、台風やゲリラ豪雨に際して、突発的に大量の塵芥が発生するおそれがあり、実際に過去に発生したことがある区域である。当該区域で発生する塵芥は、集められる場所が限られており、一般の通行及び環境衛生に支障を来さないように短期間で収集できる態勢が必要となる。また、幹線水路の樋門、除塵機、スクリーン等に溜った塵芥は、下流や支線水路等に影響を及ぼす可能性が高いため、速やかに処理されなければならない。
- (5) 前記(3)及び(4)の各事情を考慮すれば、岡山市の契約担当者において本件各契約を締結するに当たり、廃掃法施行令第4条が定める委託基準を充足させるため、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当すると判断し、かつ、有限会社A及びB株式会社が、長年にわたって岡山市において一般廃棄物収集運搬業務に携わってきた実績等に鑑み、有限会社A及びB株式会社を契約の相手方として随意契約の方法により本件各契約を締結したことについて、契約担当者としての裁量権を逸脱し又は濫用した違法があるとは認められない。

### 第3 結論

以上により、本件措置請求には理由がないから、これを棄却する。